

令和7年度 橋本市創業支援資金利子補給補助金制度について

橋本市では、市内商工業者の経営の安定及び発展に資することを目的として、下記の融資制度を利用している方に対し、その利子の一部を補給する補助金制度を設けています。

1. 対象となる制度融資は次のとおりです。

機関名	資金名
株式会社日本政策金融公庫	新企業育成貸付
	企業活力強化貸付
	生活衛生貸付のうち新規開業資金に係るもの
和歌山県	新規開業資金

※平成27年10月1日以後に受けた創業支援資金が対象です。

2. 対象者は、次の要件をすべて備える中小企業者です。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項の規定する中小企業者
- (2) 市内に住所及び事業所を有している個人又は市内に本店登記を有している法人
- (3) 事業を開始する前に創業支援資金を受けている方又は事業を開始した日から1年以内に創業支援資金を受けている方
- (4) 市税（市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人市民税等）を完納している方
- (5) 創業支援資金を各償還期日ごとに償還している方

3. 補助金の額等は次のとおりです。

- (1) 利子補給対象返済期間

返済開始月から36ヶ月以内

- (2) 利子補給額

令和7年1月から令和7年12月の間に支払った利子額のうち利子補給利率年1.0%分の利子額に相当する額。ただし、貸付利率が年1.0%に満たない場合は、当該貸付利率とする。

4. 申請スケジュール

令和7年11月頃 対象者あてに案内発送

令和8年1月頃 必要書類提出期限

5. 必要書類

裏面をご確認ください

【お問い合わせ】

橋本市 経済推進部 産業振興課

担当：伊賀、池上

Tel：0736-33-1247

Mail：sangyo@city.hashimoto.lg.jp